

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和6年度第1回)

日時：令和6年7月10日（水曜日）

午後2時30分から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎11階第二会議室
(対面、オンライン併用)

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) 令和6年度公共事業再評価について
- (2) 令和6年度公共事業再評価の審議について

4. その他

5. 閉会

○大場行政評価班長 ただいまから令和6年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

なお、本日は対面方式とオンラインの併用による開催となりますが、オンラインで参加されている方に配慮いたしまして、御発言の際はお手元のマイクを御使用いただきたいと思います。また、ハウリングの恐れがございますので、御発言の時以外はマイクの電源はお切りいただくようお願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、宮城県企画部長の武者光明より御挨拶を申し上げます。

○武者部長 企画部長の武者でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところ、行政評価委員会公共事業評価部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回から、新たに委員の任期が始まっておりまして、本日は最初の部会でございます。委員の皆様におかれましては、委員に御就任いただきまして、厚く御礼申し上げます。何かとお手間をおかけすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、今年度の公共事業の再評価につきましては、合わせて4件の事業について御審議をいただくこととしております。各事業の詳細につきましては、後ほど事業の担当課から御説明申し上げますが、県民の皆様にご理解をいただいた上で事業を進めていくことが大変重要であると考えております。

行政評価を通じまして、説明責任を果たすとともに、透明性の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、皆様には専門的な見地から活発な御議論をお願い申し上げまして、挨拶といたします。本日から、どうぞよろしくをお願いいたします。

○大場行政評価班長 続きまして、本日お集りの委員の皆様を御紹介いたします。

お配りしている次第の次ページに出席者名簿がございますので、出席者名簿の順に御紹介をいたします。

初めに、部会長をお願いしております、吉田朗委員でございます。

続きまして、Webで参加いただいております、北辻政文委員でございます。

同じく、越村俊一委員でございます。

高橋美穂委員でございます。

また、庄子真岐委員、内田美穂委員、三戸部佑太委員からは欠席報告がなされております。

なお、北辻委員から、次の御予定のため、16時に退席される旨御報告を受けております。

ので、併せて御報告申し上げます。皆様の円滑な議事進行に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、県職員に関しては名簿での御紹介に代えさせていただきます。

また、企画部長の武者でございますが、ほかの公務のため、これにて失礼させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、吉田部会長をはじめ、4名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議については録画させていただきますので、御了承願います。

傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、吉田部会長をお願いいたします。

よろしく願います。

○吉田部会長 部会長を仰せつかりました東北芸術工科大学の吉田でございます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

近年、公共事業を取り巻く環境は、人口減少、気候変動などによりまして大きく変化しております。さらに、労働力人口の減少に伴い、経済力が低下すれば税収の増加も見込めず、予算制約も一層厳しくなるでしょう。

本部会では、県民の安全安心を支える県土づくりのため、農業基盤、河川整備、道路整備などの公共事業の継続の妥当性について、県民の生活の質と事業費の関係、あるいは事業の公平性と効率性の観点から適切に判断したいと考えております。

また、今後は整備された施設やインフラの持続可能性についても配慮が必要だと考えております。

委員の皆様には、専門的観点からの活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、お手元の資料1-1を御覧ください。

令和6年度公共事業再評価について、6月12日付で知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査、審議を行うこととなっております。本日皆様に御出席いただいているところです。

それでは、令和6年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いします。

○嘉藤企画・評価担当課長 それでは、今年度の公共事業再評価について御説明させていただきます。

まず、資料1-2の1ページを御覧ください。

公共事業再評価の目的は、2の(1)に記載のとおり、公共事業の効率性、透明性向上のため、着手後一定期間を経過したものについて、事業継続の妥当性を再検討するものです。

評価の対象、基準は(2)、(3)に記載のとおりであり、これらに沿って県としての自己評価を行い、「再評価調書」を取りまとめております。

次に、2ページを御覧ください。「評価の流れ」をお示ししています。

フロー図を御覧ください。フロー図の「2番」と「5番」に記載のとおり、現在、調書及び要旨を公表の上、7月12日まで各事業への意見を募集しております。

並行して、「3番」の知事から宮城県行政評価委員会への諮問を受け、本日、「4番」に該当する公共事業評価部会での審議を行っていただくものです。

3ページから4ページにかけては、「再評価調書」の概要を記載しておりますが、後ほど各事業担当課から詳細な説明がありますので、私からの説明は割愛させていただきます。

次に、資料1-3を御覧ください。今年度の部会等の開催予定でございます。

本日の第1回部会終了後、8月9日に現地調査、8月21日に第2回部会、9月19日に第3回部会を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、資料1-4を御覧ください。各事業の便益の考え方をまとめた資料となります。

左から事業名、効果項目、効果概要、効果算出方法、効果を算出するために使用したマニュアル、各事業の便益を記載しております。農政部の事業では、5つの項目で便益を計上し、河川改修事業では直接被害及び間接被害の2項目から便益を計上しています。

議事(1)の「令和6年度公共事業再評価について」の説明は、以上でございます。

○吉田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。

それでは以上で議事(1)を終了いたします。

引き続き、議事(2)に入ります。

事業担当課から事業について説明をいただき、質疑応答の時間を設け、4つの事業全体で、16時まで審議を進めたいと思います。

なお、事業の質疑応答の後に、本日の審議にて委員の皆様の了解が得られた場合については、継続妥当など、部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと考えております。

最終的な審議の結果は、本日の意見を踏まえ、今後開催を予定している第2回部会、第3回部会において決定したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、農政部から御説明をお願いします。

○三上農村整備課長 農政部農村整備課の三上と申します。よろしくお願いいたします。

農村整備課からの詳細な説明に入る前に、農政部の事業の特徴だけ私から説明させていただきます。

今回御審議いただく農政部の事業につきましては、土地改良法に基づき、地元からの県営事業としての実施申請等の法手続きを経て、県が代行して実施している申請事業でございます。そのため、県と国だけでなく、市町村と農家の方々にも事業費の負担をさせていただき、事業を行っております。

県営事業であり、当然県で事業を実施しますが、最終的に施設の管理は地元が行うこととなっておりますので、維持管理の考え方等が土木部と違うことを先に御説明させていただきます。

それでは、農業競争力強化基盤整備事業（鹿飼沼地区）について、担当から説明をさせていただきます。

○羽生農地整備第二班長 鹿飼沼地区を担当しております羽生と申します。

鹿飼沼地区について、資料に基づいて説明させていただきます。

まずは、再評価調書の抜粋版を御覧ください。

鹿飼沼地区ですが、全体事業費 52.7 億円で、平成 23 年度に着手し、令和 8 年度に完成を見込んでおります。令和 6 年度で 14 年目を迎えており、事業着手から 10 年経過で継続中であることから、再評価の対象となったところからです。

事業工期が東日本大震災の復旧復興が集中的に実施されていた期間と重なり、予算と人員が沿岸部に集中されたことが、本地区が長工期化している要因となっております。

鹿飼沼地区は、宮城県北東部のほぼ中央に位置し、蕪栗沼から約 5km ほど東側にあります。鹿飼沼地区については、水稻を中心に畜産、施設野菜等を加えた複合経営が行われており、集落営農組合等の地区内担い手は、耕作条件が悪い中、転作にも取り組んできましたが、資料右側の写真にありますように事業着手前は区画が 10a と小さく、道路の幅員が狭いことから大型機械の導入が困難で、用排水路が兼用でかつ土水路となっており、効率的な営農が難しい状況となっております。

そこで、農地整備事業を活用し、ほ場を大区画化・汎用化するとともに、用排水路や農道を整備し、近代的営農体系に対応できる基盤整備を行い、さらに、担い手の農地集積・集約化を進めることで、より効率的な営農を目指すものです。なお、本地区の受益面積は 373ha となっております。

2 ページ目を御覧ください。

まず、(1) 事業内容についてです。

最初に事業の進捗ですが、令和 5 年度までの進捗率は 89% であり、主たる工事である区画整理工事 373ha 全て完了し、既に営農可能な状態となっております。残っている工事は、暗渠排水工事 137ha と橋梁の改修工事のみであり、完了の見通しは立っております。

ここで、10 年経過しても完了できなかった理由について説明させていただきます。

3 ページ目から添付しています事業工期延伸となった要因の整理資料を御覧ください。

事業工期延伸となった理由について、理由の 1 つ目は文化財調査によるものです。地区の南側に 6 つの遺跡が存在し、地区調査の結果、確認調査等が必要になり、工事着手まで時間を要することとなりました。

次のページを御覧ください。

2 つ目は、地区に軟弱な基礎地盤が出現し、営農に支障を来しており、対策工法として軟弱土の置換等が必要となり、対策範囲等の地元調整を経て対策を講じたことから、時間を要することとなりました。

3 つ目でございますが、地区内における涌谷町道の拡幅計画について、令和 3 年度に涌谷町から相談され、事業計画の見直しを行うため事業期間の調整や町道拡幅用地の確保の方法、権利者との合意形成等に時間を要することとなりました。

4 つ目として、先ほども申し上げましたが、東日本大震災後の沿岸部の復旧・復興事業の実施のため、予算や人員が沿岸部に重点的に配分され、大崎市や涌谷町を含む内陸部の事業進捗に遅れが生じたこと、その後も、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風による浸水被害等により復旧対応が生じたことから、事業進捗に影響を受け、工事の遅れが生じたものでございます。

続きまして、再評価調書の抜粋版の 2 ページに戻ります。

(2) 事業費についてですが、物価変動により、全体で 9.8 億円の増となっております。事業の進捗状況につきましては、先ほど説明したとおり区画整理工 373ha は既に 100% 完了しております。

次に(5)期待される効果としましては、用水路と排水路を分離することにより効率的な水管理や維持管理の軽減が図られること、農地を大区画化することにより農作業の効率化が図られることが挙げられます。さらに、地域の担い手への農地集積率は既に目標に対し110.9%の達成率となっており、効率的な営農が進められているところです。

(6)代替案との比較検討ですが、冒頭に申し上げたとおり、農地整備事業は土地改良法に基づき地域から申請された事業で、県営事業として県が代行して進めているものでございます。事業の進捗も89%であり、残る工事を進める上で支障となるものがない状況でございます。事業を中止した場合、4割程度の排水不良の水田が残ること等で地区の営農に支障が生じてしまうことになり、事業効果が十分発現しないこととなります。このため、地区完了に向け、引き続き本事業を進めていきたいと考えております。

(7)コスト縮減計画についてですが、道路の盛土材として地区内の発生土を転用利用することとしたこと、排水路については区画計画を見直し効率的な配置としたことにより、約3.4億円の縮減を図りました。

次に、(8)費用対効果についてですが、表の下段の総費用総便益比が、事業着手時の1.27から、今回の再評価時では1.17となっており、事業着手時のB/Cとの違いについてですが、総費用については物価変動の要因等、総便益額については、国の効果算定方法の改正に伴い、国産農産物安定供給効果の追加等が理由となっております。

再評価時のB/Cとしましては1.17であり、1.0を十分に上回っておりますので、事業の効果は十分発現するものと考えております。

最後に、3の評価になりますが、県の対応方針としましては、事業継続を考えております。理由としましては、既に整備済みの農地について、確実に農作業の効率化が図られ、担い手への農地の集積も進み、事業効果は発現していることから、引き続き事業を進めていく必要があると認識しております。

これで、説明を終わります。

○吉田部会長 ありがとうございます。

事前説明で委員の皆さんからいただいている質問と回答は、書面で御確認いただくことでよろしいでしょうか。

○嘉藤企画・評価担当課長 はい。

○吉田部会長 お手元に、本日御欠席の委員を含め、委員の皆様から事前に資料について御意見、御質問をいただき、担当課から御回答をいただいております。

事前質問等を踏まえて、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思いがいかがですか。越村委員は気になるところはございませんか。

○越村委員 一点、教えていただきたいのですが、事業工期延伸となった要因の整理資料を拝見したところ、軟弱地盤が確認された後で、耕作条件の改善のための工事が必要になったとのことですが、耕作条件とはどのような条件であり、どのような軟弱地盤が確認され、どのような条件での改善が必要になったのか補足をお願いできますか。

○吉田部会長 ありがとうございます。それでは農村整備課からお願いいたします。

○三上農村整備課長 滞水し、ぬかるんでいる水田で大型の農業機械を用いて耕起や稲刈りを行うと、自重により機械が沈んでしまい農作業に支障が生じるため、乾田化を行い、耕作条件の改善を図ります。

現地では部分的に湧水等が集まり、ぬかるんでおりましたので、滞水箇所の土を良質土に置き換える置換工を実施し、耕作条件の改善を図っております。

○越村委員 ありがとうございます。土の入れ替えを行うとのことですが、水捌けが悪い状

況の原因は滞水状況等々がありますが、地下水位との関連での調査はされましたか。

- 三上農村整備課長 暗渠排水工事と呼ばれる、地下水を排除するために穴の空いた管を水田に埋設する工事を行い、地下水排除を行っています。水を含みやすい土の影響でぬかるみ、滞水が解消されないため、土を入れ替える工事を行っています。
- 越村委員 土を入れ替えるだけでは、また同様の問題が出てくるのではないかと思います。いかがですか。
- 三上農村整備課長 調査の結果、水を含みやすい土は部分的にしか確認されていないため、部分的に土を入れ替えることで、御指摘の状況は改善されております。
- 越村委員 土を入れ替えれば再度同じ問題は生じず、計画内容の変更が必要になる見通しはないとの理解でよろしいですか。
- 三上農村整備課長 そうです。
- 越村委員 わかりました。ありがとうございます。
- 吉田部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。北辻委員お願いします。
- 北辻委員 事前質問に御回答いただきありがとうございます。

記載の内容で納得しました。事業期間の延伸理由に涌谷町からの道路の拡幅の変更要望を挙げていましたが、道路の拡幅は、ほ場を大区画化する中で畦畔や、パイプライン、農道等の整備により生じた土地を活用して行ったのでしょうか。

- 三上農村整備課長 資料 2-2 の 4 ページに掲載している写真の舗装道路左側が、涌谷町で道路改良の上、舗装を行う予定の拡幅部分になります。

拡幅分の土地につきましては、土地改良事業の中で創設換地と呼ばれる用地買収に似た換地の手法により、生み出しています。

なお、令和 3 年以降に、涌谷町から道路拡幅の相談を受けたため、急遽地元と話し合った結果、創設換地を行っています。

- 北辻委員 作付面積は変わっていませんので、換地の段階で生じた余剰土地を集約して拡幅分の土地を生み出したとの理解でよろしいですか。
- 三上農村整備課長 今回の拡幅部分につきましては、結果的には用地買収と同じような手続きを取っております。涌谷町が一時的に土地改良区へ用地買収費を預け、換地清算金の形で協力者の方へ買収費をお支払いすることとなります。
- 北辻委員 わかりました。ありがとうございます。

- 吉田部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではある程度、御意見も伺いました。また、事前に御質問もいただいておりますので、意見の取りまとめをしたいと思います。

委員の皆様から特に否定的な意見はございませんでしたので部会としては県の方針にあるように、事業継続妥当の方向で取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

- 越村委員 異議ありません。
- 吉田部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにまとめたいと思います。

以上で農政部の審議を終了いたします。

ここで担当課の入れ替えを行いますので、少々お待ちください。

担当課の入れ替えが終わりましたので、次の事業の審議に入らせていただきます。委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは続きまして、河川改修事業 3 事業について説明をいただき、その後質疑応答の時間を設けます。こちらも本日の審議にて、委員の了解が得られた場合については継続妥

当など、部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと思います。

それでは、土木部から3事業まとめて説明をお願いします。

○鈴木河川課長 河川課3件ございまして、3事業続けて説明をさせていただきます。マニュアル改訂で分かりにくい部分もございまして、補足でマニュアル改訂部分についても3事業終わった後に説明させていただきます。

初めに、迫川の事業概要を御説明します。

事業名は広域基幹迫川河川改修事業、国土交通省所管の補助事業になります。

全体事業費は1,812億8千万、採択年度は昭和15年度、完成目標年度は令和40年度としており、前回評価時から20年間延伸しております。

平成20年の前回評価時から5年経過し、事業継続中のため評価対象としております。

次に事業目的になります。迫川及び旧迫川は、宮城県北西部の穀倉地帯を流下する一級河川で、流域の面積は1,210㎏、県土面積の16%を占めており、そのうちの34%が氾濫となっております。迫川は、旧北上川の背水の影響からひとたび洪水が起きると、沿川は莫大な被害を受ける洪水常襲地帯となっております。

このため、河川の全体計画では上流ダム群及び中流の長沼ダム、南谷地遊水地や蕪栗沼遊水地等を配置した総合的な治水計画により、流域の治水安全度を確保するものです。

河川改修延長は11万700mとなっており、前回評価から事業概要に変更はありません。

続いて、2ページの事業の進捗状況等について御説明いたします。

(1)事業内容ですが、現在事業費ベースの進捗率は31.7%、用地の進捗は71.6%となっております。

工事については、栗原市築館の二迫川合流部から昔川合流部までの約6.7km区間の整備を重点的に進めており、今年度は、築堤や樋管工事を実施する予定としております。

次に、(2)事業費です。

前回評価の1,616億円から、今回1,812億8千万となり、労務・物価上昇に伴い196億8千万の増額をしております。

続いて、(3)事業の進捗状況になります。

令和5年度までの改修延長に相当すると、3万5,091m、事業費ベースで31.7%となっております。

次に、(4)事業を巡る社会経済情勢等になります。

迫川は過去に幾度も浸水被害が発生しており、特に大きな被害として昭和56年8月の台風においては、死者が発生するなど甚大な影響を及ぼしております。

近年の被害としては、令和元年東日本台風など、沿川で度々浸水被害が発生しており、洪水氾濫により、国道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生しており、社会経済状況に大きな影響を及ぼしております。

次に、(5)期待される効果です。

平成26年度に長沼ダムが完成しており、三迫川合流部付近にある大林基準点から下流については治水安全度1/30が確保されてございます。

令和40年度までの事業完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6)代替案との比較検討になります。

上流部のダム、中流部の遊水地と河道改修を組み合わせた改修計画が現時点で最良と考えられるため、代替案はございません。

次に、(7)コスト縮減計画です。

築堤材料について、他工事からの発生材を有効活用することにより、コスト縮減に努めてまいります。

次に、(8)費用対効果です。

費用便益比 B/C は、前回評価時の 2.13 に対し、今回は 2.78 となっております。

この B/C の増加要因については、3 河川の事業概要を説明した後に続いて御説明いたします。

最後に、評価について御説明いたします。

対応方針案ですが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果は発現しております。未整備区間についても事業を進めて行く必要がありますので、「事業継続」として、行政評価委員会へ諮問をお願いしたいと考えております。

迫川については以上となります。

続きまして、夏川の事業概要でございます。

事業名は広域基幹迫川（夏川）河川改修事業、国土交通省所管の補助事業になります。

全体事業費は 55 億 5 千万、採択年度は昭和 57 年度、完成目標年度は令和 20 年度で、前回評価からの変更はありません。

平成 18 年の前回評価時から 5 年経過し、事業継続のため評価対象としております。

次に事業目的になります。

夏川は迫川の左支川で、迫川の背水の影響を受けることから、大雨洪水時には現況流下能力が不足する区間において度々浸水被害が発生しております。このため、河道を掘削して流下能力を確保し沿川の浸水被害の軽減を図るものです。

なお、夏川は岩手県との県境河川となっており、全体計画区間のうち左岸側上流区間については岩手県の施工となっております。

河川改修延長は 8,810m となっており、前回評価から事業概要に変更はありません。

続いて、2 ページの事業の進捗状況等について御説明いたします。

現在の事業費ベースでの進捗率は 69.4%、用地費の進捗率は 41.7%となっております。具体的な事業内容については、橋向橋から下流 6.5km 区間については概成しており、治水安全度 1/10 が概ね確保されております。

橋向橋から小谷地橋までの 2.3km 区間について重点的に整備を進めており、今年度は引き続き築堤工事を実施する事としております。

次に、(2)事業費です。

前回評価の 50 億から、今回 55 億 5 千万となり、労務・物価上昇に伴い 5 億 5 千万の増額をしております。

続いて、(3)事業の進捗状況になります。

令和 5 年度までの改修延長相当で 6,114m、事業費ベースでの進捗率は 69.4%となっております。

次に、(4)事業を巡る社会経済情勢等になります。

これまで多くの浸水被害が発生しており、特に大きな被害として、令和元年東日本台風では浸水面積 753ha の甚大な被害が発生しております。洪水氾濫により、国道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生しており、社会経済状況に大きな影響を及ぼしております。

次に、(5)期待される効果です。

橋向橋から下流 6.5km 区間については概成しており、治水安全度 1/10 が概ね確保されております。

令和 20 年度までの事業完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6)代替案との比較検討になります。

現河川改修計画が最良の案として計画され、現時点でも最良と考えられますので代替案はございません。

次に、(7)コスト縮減計画です。

築堤材料について、他工事からの発生材を有効活用することにより、コスト縮減に努めてまいります。

次に、(8)費用対効果です。

費用便益比は、前回評価時の 4.50 に対し、今回は 10.83 となっております。

先ほどと同様、B/C の増加要因については後ほど御説明いたします。

最後に、評価について御説明いたします。

対応方針について、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果は発現してございます。未整備区間についても事業を進めて行く必要がありますので、「事業継続」として、行政評価委員会への諮問をお願いしたいと考えております。

夏川については以上でございます。

続きまして、長沼川の事業概要を説明します。

事業名は広域基幹迫川（長沼川）河川改修事業、国土交通省所管の補助事業になります。

全体事業費は 116 億 5 千万、採択年度は昭和 61 年度、完成目標年度は令和 20 年度で、前回評価時から 10 年間延伸しております。

平成 20 年の前回評価時から 5 年経過し、事業継続中のため評価対象としております。

次に、事業目的になります。

長沼川は現況が旧迫川に合流しており、下流部は農業用排水路としても利用されており、断面が非常に狭く河床勾配が非常に緩いため、水質悪化が問題になっております。左岸側には旧迫川の中心市街地を抱えており、大雨洪水時には内水被害も生じております。

このため、新たに迫川への放水路及び調節池を設け、長沼川からの浄化水の導入によって水質の改善を図り、下水道事業と連携して市街地の安全度向上を図るものです。

河川改修延長は 3,400m となっております、前回評価から事業概要に変更はありません。

続いて、2 ページの事業の進捗状況等について御説明いたします。

現在の事業費ベースでの進捗率は 57.8%、用地費の進捗率は 95.8%となっております。

工事については、迫川合流点から分水施設までの 1.4km ある放水路区間について重点的に整備を進めており、今年度は調節池の周囲堤、排水機場の設備工事を実施することとしております。

次に、(2)事業費です。

前回評価の 73 億 5 千万から、今回 116 億 5 千万となり、労務・物価上昇や放水路区間ほぼ全線に渡って軟弱地盤対策工の追加が必要になり 43 億の増額をしております。

続いて、(3)事業の進捗状況になります。

令和 5 年度までの事業費ベースでの進捗率は 57.8%となっております。

次に、(4)事業を巡る社会経済情勢等になります。

これまで多くの浸水被害が発生しており、平成 11 年、平成 14 年 7 月の台風など、度々被害が発生しております。

洪水氾濫により、重要な幹線道路である一般国道 398 号や市道が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生しており、社会経済状況に大きな影

響を及ぼしております。

次に、(5)期待される効果です。

現在放水路を整備中であり、未供用であることから効果の発現には至っておりませんが、放水路整備により佐沼市街地の治水安全度 1/10 が概ね確保されます。

旧迫川合流点から分水施設までの現況河道については、断面が狭小で河床勾配も緩く滞留による氾濫の恐れが高くなっておりますが、放水路区間の完成により浸水被害の軽減が図られます。

続いて、(6)代替案との比較検討になります。

長沼川については、迫川に直接排水するため、外周計画立案当初、バック堤やセミバック堤も考えて比較検討しておりますが、現在記載の、河道での自己流+ポンプ、遊水地の整備を行う改修計画を採用しております。現時点でも最良と考えられますので代替案はございません。

次に、(7)コスト縮減計画です。

築堤材料について、他工事からの発生材を有効活用することにより、コスト縮減に努めてまいります。

次に、(8)費用対効果でございます。

費用便益比は、前回評価時の 4.20 に対し、今回は 16.69 となっております。

先ほどと同様に増加要因については、後ほど御説明いたします。

最後に、評価について御説明いたします。

対応方針案ですが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果は発現しております。未整備区間についても事業を進めて行く必要がありますので、「事業継続」として、行政評価委員会への諮問をお願いしたいと考えております。

3 河川の説明については以上になります。

ここから、便益の関係に関する資料の説明に入らせていただきます。

昨年度の河川事業に関する公共事業再評価について、マニュアル改訂の部分がわかりにくいといった意見がございました。今年も委員が変更になっておりますので、改めて便益の増加要因について御説明いたします。

まず、河川事業の便益算定を行う基準である「治水経済調査マニュアル」の改訂があります。

前回の評価時点では、平成 17 年のマニュアルを採用しておりましたが、今回最新の令和 6 年 4 月になっております。大きく変わったのが、令和 2 年度の改訂により、公共土木施設等被害の算定方法が大幅に変更となりました。

改訂点は主に 3 点ありまして、1 点目は公共土木施設被害と農地・農業用施設の被害額の算定方法の変更でございます。この変更により、特に農地面積が多い河川で便益が増加する傾向になっております。

2 点目は、近年の水害データをもとに、被害率等を更新しております。また、マニュアル改訂により被害額の算定は浸水深毎の被害率を用いており、浸水深が深くなるほど、被害額が高くなる傾向にあります。

3 点目はこれまでのコストの算出は、過去の投資額を現在価値化するための統一的な評価として社会的割引率を年あたり 4% で計上しておりましたが、これに加えて過去の投資額にデフレーターの数値も反映しております。

次に、前回評価で実施していた氾濫解析に対して、地形データや解析精度の向上により、氾濫区域と浸水深を精緻に算出できるようになりました。これにより浸水深が深くなって

いるところについて、浸水の際に発生する被害額に基づいて算定することにより便益が増加しております。

河川ごとの費用便益比について、表を用いて説明します。

まず、迫川についてです。グラフについては左側に前回評価時、中央に前回評価同様に旧基準による算定、右側に現行の基準による算定となります。

単色の棒グラフが総費用、複数の色で構成されているのが総便益となります。

流域における農地の割合が高いため農地農業用施設に対しての被害防止便益が1兆2,555億円となるなど、大幅な増加傾向にあります。

ここで、旧マニュアルと現マニュアルの費用の増加に差が生じておりますが、これは、先に説明したとおり、現行マニュアルがデフレーターを考慮した算定方法としているため、現在価値化の精度向上により、過去の投資額に対する価値が高くなり、事業期間の長い迫川については大きく影響を受けております。

次に夏川になります。

夏川についても、流域における農地の影響を大きく受けて、農地農業用施設の被害防止便益が2,597億円となるなど、大幅な増加傾向にあります。

総費用については、旧マニュアル算定と現マニュアル算定にあまり差が生じておりません。これは、迫川と比較すると近年の事業投資が顕著であり、現在価値化に当たって、変動による影響が小さいという事になります。

最後に、長沼川になります。

長沼川は背後に佐沼の市街地があり、資産評価の影響が大きく、地形データの更新によって大幅な便益増加となりました。

長沼川の費用についても、個別事業化による近年の集中投資により、大幅に進捗を図れたため、現在価値化の影響による事業費変動が小さく出ております。

以上、河川課の説明を終わらせていただきます。

○吉田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をいただきたいと思いますが、それぞれの河川事業について、または河川事業全体について御質問があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

越村委員の御専門の分野ですので是非御意見を頂戴したいと思います。

○越村委員 御説明ありがとうございます。

先ほどの御説明で概ね理解はできたと思っております。

特に便益の大幅な増加は目を引く箇所でしたが、よく要点を絞って説明いただいたと思っております。

注意すべきはそれぞれの流域で便益が向上している要因がどういった要因なのかですが、補足資料で整理していただいております。特に、農地の割合が高い河川と市街地の割合が高い河川、それぞれの河川毎に特徴が出ていることが重要なポイントだと思います。

コメントになりますが、便益の増加理由について今後、様々な専門外の方からの御質問があった時に、あまり複雑な回答にならず、かつ、端的に御説明できるように御配慮いただきたいと思われました。

○吉田部会長 ありがとうございます。他の委員の皆様からはいかがでしょうか。

では無いようですので、個別に私からお伺いしたいことがあるのでまとめて申し上げたいと思います。

まず、夏川についてですが、岩手県の整備進捗率は宮城県と比べてどういう状況なのか

教えていただきたいという点が一つ。

次に、長沼川につきましては、事業の目的等々に水質改善が記載されており、現状の問題として生活道路が途絶してしまうことも指摘されております。B/C に算定される効果のほとんどが治水効果で、生活面の改善効果が含まれていないと思いますので、期待される効果の欄に補足して記載いただき、水質改善が図られる見込みであることや、交通途絶が回避できることが県民に分かるようにしていただきたいと思います。

○鈴木河川課長 夏川の岩手県側の現在の進捗状況について質問をいただきました。

夏川については右岸と左岸で県境をまたぐものですから、毎年会議を開催し、お互いの進捗を確認しながら整備を進める手法をとっております。

河川ですので、左右岸のバランスを考慮しないと、どちらかの堤防が強くて片方が弱いと弱い方から破堤してしまうため、整備に関する調整会議を行いながら進めてございます。

なお、岩手県からは令和 5 年度時点で進捗率 66.5%と伺っておりますが、整備区間が違うため、一概に進捗率だけで比較できない部分があります。ただ、先ほど申したように左岸と右岸で県境を跨ぐ区間については同じような整備を進めていることを御理解いただきたいと思います。

もう一点、長沼川について御意見がございました。治水経済マニュアルでの評価になるため、生活面の水質改善効果が便益として積み上げられておりません。

一方で、登米市で行っている下水道事業もでございますので、水質改善効果は、そちらの事業に入ってくるものでございます。長沼川へは、これまで生活雑排水が結構入っており、迫町の市街地では、特にこれからの時期に水量が少なくなると臭気が上がる区間があります。

一方で、平成 26 年度に長沼ダムができてからは、長沼ダムから不特定の用水を供給しており、一定の水量が流せるため、事業が始まった当初よりは流況が安定しておるので、水質も比較的安定している状況でございます。

交通途絶による便益については各河川共通してございますので、表現方法を少し工夫してまいりたいと思います。

○吉田部会長 ありがとうございます。高橋委員はいかがでしょうか。

○高橋委員 事業期間を迫川では 20 年延ばし、長沼側も 10 年延ばすと御説明がありました。迫川の進捗率は数字だけで見ると 31.7%と、それほど上がってない一方で、工期が延びるほど事業費が増加してくると思いますが、現状の進捗率が伸びなかった要因と今後どのように改善し、令和 40 年度に完了する見込みなのかお聞きできると良いと思いました。

○吉田部会長 では今後の見通しについて説明をお願いします。

○鈴木河川課長 迫川については、昭和 15 年から事業を実施しておりますが、改修延長が非常に長く、治水計画上、将来の治水安全度を 1/100 とする計画でございます。迫川は直轄河川に近い規模を持っており、下流から上流へ治水安全度 1/100 へ順に上げていくと、上流の改修が進まないため、段階的な整備計画を作っております。

先ほど御説明したように、現在、旧北上川の合流点から旧若柳町の上流に大林の基準点がございますが、その区間をまず治水安全度 1/30 に上げる計画としており、概成している状況です。大林の上流には三河川、迫川本線と二迫川と三迫川という各支川がございまして、今後一体的に治水安全度を上げていくこととなりますが、現在そのうちの迫川本線の築館工区に着手しているところです。段階的に治水安全度を上げていかざるを得ないため、事業期間が長くなることは御指摘のとおりであり、事業期間が長くなるほど、事業費がかかる御指摘もごもっともだと思っています。

近年、豪雨災害も激甚化・頻発化しておりますので、国土強靱化予算を活用しながら、できるだけ早期に完了するよう努めてまいります。

○吉田部会長 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○吉田部会長 迫川については長沼ダムと遊水地を組み合わせた非常に理想的な大規模な治水計画になっており、治水安全度 1/100 と非常に高い目標を掲げておりますので、ぜひ時間がかかっても推進してほしいと思います。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは事前にいただいた質問、それからこの場でいただいた御意見御質問が出揃いましたので、部会としての大まかな方向をまとめたいと思います。

まず迫川についてですが、県の方針は継続となっておりますが、特に問題となる部分も見当たらないようですので、事業継続妥当とする方向で意見をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に夏川について、こちらも特に否定的な意見がなく、岩手県と連携しながら治水整備を進めているとのことですので、事業継続妥当の方向でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて長沼川について、こちらの事業も特に否定的な御意見がなかったため、継続妥当の判断をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは本日御説明いただきました3つの河川改修事業については、いずれも事業継続妥当とまとめさせていただきます。

以上で、土木部の審議を終了します。予定していた議題は以上ですが、委員の皆様、他に何かございますか。よろしければ、これで議事を終了したいと思います。

皆様御協力ありがとうございました。

○大場行政評価班長 長時間の御審議、お疲れ様でございました。

以上をもちまして令和6年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。